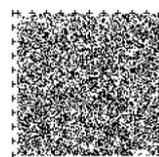


令和6年7月10日

令和6年度第1回  
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が  
一致しないことがあります。ご了承ください。





午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 定刻になりましたので会議を始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和6年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会を開催いたします。私は、事務局を務めます、障害施策推進課長です。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、障害福祉部長より一言御挨拶申し上げます。

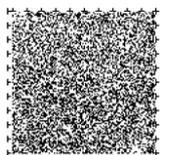
○障害福祉部長 皆様、こんばんは。私はこの4月より障害福祉部長として異動してまいりました。3月までは高齢福祉課長をしておりまして、異動して3か月ちょっとたちましたけれども、同じ福祉といっても、高齢福祉と障害福祉は、当然でございますけれども、支援の在り方等々かなり違うなというのを日々実感しているところでございます。

世田谷区では、皆様も御存じのとおり、障害理解の促進と地域共生社会を実現する条例ができましたし、今年度からは手話言語条例もできました。今、区としては、この2つの条例を多くの区民の方に知ってもらうための取組にしっかりやっていきたいというふうに思っています。

それから、今年度、計画期間1年目のインクルージョンプランができました。インクルージョンプランは、障害者の選択を支えるというキーワードがありますので、障害者の方が選択できる社会、このような皆様方の貴重な意見をいただきながら、世田谷区の障害福祉の向上に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、本日はよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、最初に、委員の出席について確認させていただきます。

机上に資料1を配っておりますが、こちらが委員名簿となっております。今年度、令和6年度になりまして委員の変更がございます。資料1の表面を御覧



ください。世田谷区歯科医師会副会長です。委員、一言御挨拶いただければと思います。

○委員 皆さん、こんばんは。世田谷区歯科医師会から参りました。今回初めてこの協議会に出席させていただきます。非力ではありますが、何かのお役に立てればと思ってこれから精進してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○障害施策推進課長 続きます、お2人目、玉川歯科医師会副会長です。委員、一言御挨拶いただければと思います。オンラインで御参加と聞いておりますが。

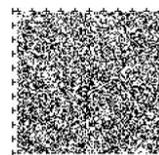
○委員 玉川歯科医師会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 よろしくよろしくお願いいたします。

委員の欠席ですが、本日、事前に連絡が来ていらっしゃるのが、世田谷区聴覚障害者協会から御欠席の連絡をいただいております。オンラインのほうで何名かまだ参加されていない方がいらっしゃるようなのですが、委員が全員で28名いらっしゃるのですが、過半数は超えているということで、本日の協議会は成立してスタートしたいというふうに思っております。

資料1、裏面を御覧いただきますと、区の管理職名簿もついてございます。こちら、区の職員のほうも人事異動ございましたが、それぞれ御確認をいただければと思います。

続きます、配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきましたものを御覧ください。まず最初に次第です。続いて、資料1が、ただいま紹介しました委員名簿と区管理職名簿でございます。続いて、資料2、せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ーの令和5年度実績の報告等についてという資料です。昨年度までのノーマライゼーションプランの実績報告が資料2となります。資料2ー1、2ー2、2ー3と構成



されておりますので、御確認ください。資料3ですが、障害者差別解消に関する取組状況と6年度の取組み予定についてという資料になってございます。資料3-1が本編、資料3-2が概要版となっております。資料4、東京リハビリテーションセンター世田谷利用期間の柔軟な見直しについてとなります。最後に質問・意見用紙をおつけしてございます

配付いたしました資料は以上となります。過不足等ございましたら最寄りの職員にお声かけください。大丈夫でしょうか。

そのほか、前回の議事録を机上に置かせていただきましたが、こちらも御確認をいただければと思います。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○部会長 遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。今日もどうぞよろしく願いいたします。

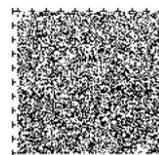
では、早速、本日の議事に入っていきたいと思えます。

まず報告事項ということで、せたがやノーマライゼーションプラン—世田谷区障害施推進計画—の令和5年度実績の報告等についてということで用意をしていただいておりますので、事務局からお願いいたします。

○障害施策推進課長 事務局です。資料はA4横、あるいはA3横の紙が行っていますでしょうか。細かい字の入った表になってございますが、お分かりでしょうか。見づらいかもしれませんが、簡単にかいつまんで御説明できればと思えます。

こちら、今年度の計画冊子で、令和5年度の実績というのが、冊子の状態では見込値になっておりましたので、その後、正式に実績値となりましたので、報告するものになります。

まず、最初の2-1の資料、せたがやノーマライゼーションプランの成果目



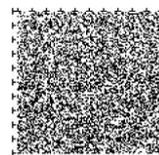
標と実績という資料になるのですが、一番上の項目が地域移行者数となります。入所施設などからの地域移行の数ですけれども、5年度のところを見ていただきますと、計画としては60人、実績としては41人と少なかったということが分かる数字になっています。

その下が施設入所者数です。こちらが何年か前から比較して数が動きがあるということで、見ていくものになりますけれども、5年度終わった時点で計画としては453人を見込んでいたところが、実績としては419人であったと、計画よりも少ない人数になっております。見てみますと、地域移行の方は少なかったのですが、入所者数は減っているというところで、細かく見ていきますと、実際にはお亡くなりになった方ですとか、入院になった方ですとかも多数いらっしまったということが分かっております。それが3年間の動きというところになります。

同じ資料の2ページ目に参りますと、今度は福祉施設等から一般就労への移行というところの数が出てまいります。表の一番上が就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の計というもの、令和5年度のところを見ますと、計画値としては73人を予定していて、実績としては66人であったと、若干少なかったかなというところになります。

その下の表を見ていきますと、障害児支援の提供体制の整備等という表になっております。表の丸3つ目、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保というところ、国は1か所以上と言っているのですが、区のほうでは5年度末に9か所という計画を立てまして、実績としても9か所であったということが分かります。

その下に④とあるのが、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業の確保というところでは、こちら国は1か所と言っているのですが、区のほうでは6か所という計画で6か所の実績であったということが分



かります。

ページが進んでまいります。同じ資料の3ページ目が、相談支援体制の充実・強化になりますが、こちらは相談支援体制を確保しているということが分かるような資料になっています。資料2-1でした。

続いて、資料2-2にお進みください。障害福祉サービス等の計画と実績兼成果目標達成のための活動指標というものです。国が示した活動指標に沿って数字が入ってきているものになります。

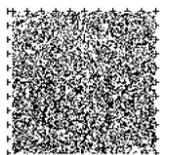
まず一番上、訪問系サービスの動きですけれども、月当たりの利用時間数が令和3年度が7万7000時間ほど毎月ヘルパーを使っていたというのが、これが5年度実績としては8万9000時間のヘルパーが利用されているということが分かるものになります。人数で言いますと、3年度時点では1291だったものが、5年度実績としては1330と少し増えているという状況です。

その下、日中活動系サービスという表ですが、生活介護や療養介護、あるいは短期入所などが並んでいます。いずれもおおむね計画どおりに推移してきたということが分かります。

その下、居住支援系サービスです。表を少し下がりますと、共同生活援助というものがありますが、こちらは5年度の計画としては601人を計画しておったところが、699の実績であったと予定を上回っている状況です。

同じ資料の2ページ目に進んでまいります。上のほうの表が訓練系・就労系サービスというものになります。こちらは自立訓練ですとか、就労継続支援ですとかが並んでいる資料ですけれども、いずれも計画値よりも少し多く推移していたり、おおむね計画どおりに推移してきたということが分かります。

真ん中あたりが相談支援という項目が出てまいります。計画相談支援につきましては、5年度の計画値として1053、実績も1036ですが、おおむね計画どおりという状況になっています。



その下の表が障害児通所支援です。児童発達支援の利用状況ですけれども、5年度のところを見ていただきますと、計画としては月1390人を見込んでいたものが、実績としては1710であったと、予想以上に利用が多かったということが分かります。

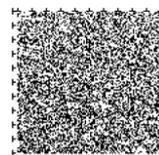
下がっていただいて、放課後等デイサービスも、5年度、計画としては2048人を見込んでいて、実績は2175であったということが分かります。

ページをめくってまいります。障害児相談支援の状況ですが、こちらもおおむね計画どおり、5年度実績として320人、予定どおり推移したということが分かります。表の下のほうには、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、幾つか指標が並んでおりまして、着実に実施してきたことが分かるかと思います。それぞれ御確認をいただければと思います。

ページを進んでまいります。相談支援体制の充実強化というところでございます。こちらは相談支援事業者の人材育成ですとか、基幹相談支援センターに関わるが出てまいります。いずれも基幹相談支援センターを中心に組みこんできたことが分かるような数字が並んでおりますので、御覧いただければと思います。こちらが資料2-2でございます。

続いて、資料2-3に移ります。地域生活支援事業の計画と実績というものになります。相談支援事業についてありますが、先ほどと重複しますので、少し進みまして、表の真ん中ちょっと下あたり、地域生活支援事業の中の一つですね、例えば手話通訳者の派遣のところでは、5年度計画としては1195件が、実績として1315件であったこと、あるいはその下、失語症の方への意思疎通支援者派遣事業が、計画が30だったところが、実績が48件であるということが分かります。

表の一番下、移動支援事業というものがございます。こちらで言いますと、5年度計画値としては1457を見込んでおりましたが、実績としては1545、おお



むね計画どおりですが、少し上回っているような状況かと思えます。

次のページに進んでまいります。こちらが地域生活支援事業の中での地域活動支援センターですとか、あるいはその下が福祉ホームや訪問入浴サービスの実績などが出てまいります。全体的なおおむね計画どおりに推移してきたかなというふうに思います。それぞれ御確認をいただければと思います。

資料2-1から2-3までの御説明、以上になります。

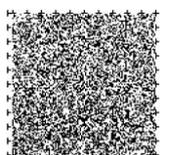
○部会長 御説明ありがとうございました。

計画をかなり着実に実施、達成できているものが多いかなというふうな印象を持ちましたが、今の御説明に関して御質問や御意見などがおありの委員の方、いらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 視力障害者福祉協会です。

数字をお伺いしていて、かなり稼働率が予想以上に多くなってきているなど思うんですけれども、これは社会的な問題なので、世田谷区がどうしてほしいとかということではなくて、当然やっぴら事業所の人材の問題が不足していたり、工賃の問題があったり、また、処遇改善の加算がアップされるされないによっては、お願いをしたいけれども、受け入れられないとかということも、うちの会議も実は相談支援の部分においては、その事業所から、厳しいからヘルプしてくれというようなことの連携も取っています。これについては、国も含めてやらなければ、例えば介護職、それから教育の保育職とか、様々な立場の場面においては想定できることなのですけれども、これがマックスなのか、それよりもっともっと増えていくことなのかというのは、今後計画をつくるに当たってもいろいろ考えなければいけない時代に来たんじゃないかと思うんです。

例えば東京リハビリもそうですけれども、まだまだ私も当事者としても、ただ計画をつくってもこなせなく困っている、そういうことについては、放り出



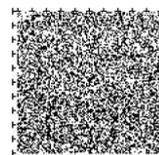
されてしまっているねというような声も聞こえてきています。これについては、区としての何か独自の施策を今後これから予算も組んでいくことになると思いますけれども、独自に考えるとかということはないのでしょうか。例えば先日また東京都の都知事が再選され、介護職にとどまらず、いろいろなところにも手厚くやっていくというようなことを掲げていらっしゃいました。世田谷としても、ほかの自治体に比べれば大変な数字を背負ってこれを運営していかなければいけないことだと思うのですけれども、それについては、例えば部長でもいいんですけれども、何か考えていく、今後の見込みとしてどうなのかなと思いました。

それから、ちょっと聞きたかったんですが、今日の今の数字の中に、聴覚障害の方たちの人材も、前、推進協で確認を取ったとき、手話通訳者への登録が七十数名しかいない、非常に足りていないというようなことをおっしゃっていたのを覚えています。今日は委員、欠席ですけれども、来年例えばデフリンピックがあったり、手話言語条例ができたことによって、手話の取組というのは前へ前へ進んでいることは評価します。しかしながら、人材が足りない、いろいろなことについてもどうなのかなということとか、我々であれば移動支援の様々な問題だとか、いろいろなことはやっぱり避け切れない問題ですけれども、何とか手を打たなければ、相談がこれだけ多くなっても、手が出ないよねといったら、当事者は本当にどうしようもないんですよね。それについて何か、来年度のことも含めてありますけれども、分かる範囲でいいので、教えてください。以上です。

○部会長 人材確保というあたりかと思いますが、お願いできますか。

○障害施策推進課長 事務局からお答えいたします。

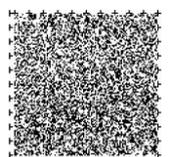
まず人材の確保、あるいは定着というところ、非常に大切なテーマだというふうにも思っています。6年度から8年度のインクルージョンプランのほうで



も触れているテーマになります。どういう専門職をどういうところで確保していくかという難しさも併せて考えることになるかなと思いますが、少なくとも今までの障害福祉サービス全体の動きとして、例えば施設定員、施設が運営できなくなるほどの人材不足で施設が閉めてしまったとか、そこまでの状況にはなっていないかなと。ただ、一方で、例えば移動支援ですとか、ホームヘルパーですとか、たくさんの方が使いたい時間帯、朝とか夕とか、そういう時間に使いづらいとか、そういったことは起こっているのだろうというふうに思っています。そういう中で、これからも人材の確保、先を見た場合に決して楽観はできないと思いますので、区としても様々取組を広げていかなければならないというまず認識は持っています。まだ検討中ではありますが、福祉サービス事業者が人材確保するときはどういった形で区がお手伝いできるのかという話、それから、一旦仕事に就いた方が辞めないように定着していただけるような工夫というんでしょうか、それをどんどん考えていかなければならないと、そんなような認識をしております。

もう一つ、手話のほうのお話もありました。手話通訳の方、以前もどこかでお話ししたと思いますが、世田谷区の手話通訳派遣センター、手話の人を派遣してほしいという利用者が200人弱いらっしゃる状況で、手話通訳者のほうが70人、80人というような状況だったと記憶しております。手話言語条例もできたことですので、今年度からで言いますと、手話通訳者の処遇改善、報償費、謝礼というか、給料に当たる部分ですね、そういったこともきちんと確保していきながら、やりがいを持って働いていただけるような取組も始まっております。そのほか、手話の裾野を広げるというのでしょうか、こういったこともこれからますます取り組んでいかなければと、そういうふうに思っております。以上です。

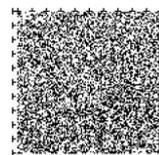
○部会長 ありがとうございます。いろいろ努力をしてくださっているよう



ですが。

○委員 僕の勉強不足だったら、すみません。世田谷区は専門相談員の制度をやるために、東京都独自の制度ではなく、世田谷区長の判断の中で、年間1回なのかな、30人ぐらいを対象に、いわゆるサービス利用計画の当事者を増やしていこうと、専門員を増やしていこうということで、過去に研修会を設けて制度を設けていました。今でもこれは続行していますか。何でかという、私もNPOのもう一つの事業所の理事長をしているんですが、今、単価があまりにも、やればやるほど赤字になり、うちの事業所は都内全域にわたってやっている、とてもじゃないけど、運営ができなくなると、世田谷のほうではできないから、やってもらえないかといっても現実には人件費の問題も含めると、これはどうしようもないんですね。世田谷は当初、これをセルフプランではなく、やっていこうよという目標で掲げたのを覚えています。今でもこの専門相談員の育成のための研修会をやっていないかなという気がするんですけども、やらないのならば、これからはまたセルフプランでやっていくのかとか、そういうことについては相談支援のぽーとがありますけれども、ぽーとも分からずに、視覚障害者の方って意外に特殊ですから分からないので、我々に結構聞いてくるパターンが多いんですね。ですから、それを育成は人選も含めて足りているのかどうなのかなとちょっと分からなかったもので、現状やっていないのならばやっていないで構いません。それだけ教えてください。

○障害施策推進課長 計画相談を担う相談支援専門員についての御質問かなと思います。相談支援専門員、これまでも基幹相談支援センターのほうの業務として初任者研修をやってきておまして、今も継続して毎年、年間ワンクールというんでしょうか、続けております。毎年で言うと、研修受講者も30人、40人規模で受講生、修了生としては毎年輩出しているような状況だというふうに記憶しております。ただ、一方で、修了した方が実際に相談支援専門員として

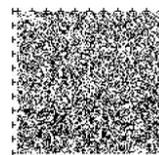


活動していくかというところは別の課題としてあるかなというふうには思っています。以上です。

○部会長 今回の御説明について委員、何かさらに補足とかはございますか。

○委員 ぽーとも属するためには、その専門員じゃなきゃ駄目ですよ。卒業された。ぽーとは関係ないんですか。何が言いたいかという、資格について分からなくて相談が結構こっちに来るんですよ。資格のことが分かる方はいないんですかと聞いたんです。そうしたら、全部の研修の一環であればもちろん全部をやらなければいけないんだけど、分からないんだよねということ。ということは、うちの視覚障害のメンバーでも、専門員として登録すれば連携を組めるかなと思ってきたんですよ。相談支援は充実していると思っていましたが、東京都内全体でやるのだったら全くパンクしています。大手も、同行援護はやっているけど、相談支援は、計画相談はやっていないところが多いんです。私が推進協の委員に就任したとき、サービス利用計画をできる事業所が五十幾つあるというふうに報告を受けたんですね。でも、そこにはどのぐらい稼働しているかどうかというのは数字がないのだったら、サービス利用計画をつくってねと言っても、どこに駆け込んでいいかというのが分からないというのが、ぽーともからも言われてくるんですよ。ということはまだ僕にとっては足りないんじゃないのと思うことがあるんです。その辺は、もしかしたら数字の捉え方で、視覚障害とか聴覚障害の方以外の数字は上がっていても、私たちのように特徴のある障害になると分からないというのが取り残されていないですかね、理事長と、うちの会員からもよく言われるんですね。ちょっと心配したこと。委員会、一般の中で研修を受ければ、どこかに属しているかどうかというのは御自身の判断ですよ。最終的には。分かりました。

○部会長 ありがとうございます。相談支援も、障害特性などによっていろいろ求められるものが違うかなと思いますので、いろいろな御研究を含めて情報



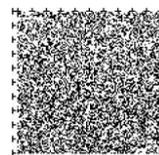
をいただけたらと思いました。

ほかに実績等について何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○委員 よろしく申し上げます。

1つは資料2-3のところの(3)相談支援事業の(5)成年後見制度の実績というのがあって、横棒が続いていて、これは何かたと評価を見ると、都包括補助事業を活用して実施しましたとなっていて、実施しましたと書いてあるのに、横棒になっているのが2つ続いているんですが、これは意味がよく分からないというのが1個です。

裏面の(12)任意事業の②訪問入浴サービスについては、人数が書いてあって、登録している人数は減ったよとあります。昨年度から夏場の6月から9月は、利用回数が週1回から週2回に増えました。僕も利用させていただいていますが、なかなか大変そうで、6月の最初から増回利用するのはちょっと勘弁してくださいというふうなことを言われた経験があります。障害者の訪問入浴は1社独占という状態になっていると思うんですね。1社で賄うにはちょっときついのかなというふうにご利用者の実感としてあります。その辺、委託するときに実際にできるのかなという部分が、業者とどういうふうに打合せをしているのか、事業者のほうも管理経営部門と現場のギャップという問題もあると思うんですけども、その辺心配です。一方で今、登録人数が減っているという話があって、ちょっと違和感があるというか、どうしたことなのかなと。だからどうこうせいというわけではないですが、使っている実感として、回数は増加して業者が対応できていないような状態があるのに、一方では利用者が減っている。不思議だなと思います。せっかく増回したのに、利用者が減っているのか、その辺の評価がどう考えるのかな。これは計画、実績の全般について言えるんですけども、実績が落ちたとか、少ないとかに対して、制度の使い勝



手が悪いとか、その部分の検証というのはどこかでやった上で、やられているかもしれないけれども、この数字だけを見せられても、実態が分からなくて、これでいいのかと聞かれても分からないというのが正直なところですよ。

○部会長 委員、ありがとうございました。成年後見制度利用支援事業が横棒になっているあたりと、それから、訪問入浴について、数字と利用している方の実感のギャップみたいなところがあったかと思いますが、事務局から御説明いただけることはありますでしょうか。

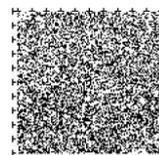
○障害施策推進課長 事務局です。

まず、成年後見制度の関係ですが、こちら、手元に資料を持ってきていないので、改めてお調べして、分かったことをお知らせできればと思いますが、見たところ、令和2年度までの計画期間と、3、4、5年度の計画期間の中で、国から示した指針が変わったのかなと思われるので、そこも含めて確認してまたお知らせできるようにいたします。それが1点目です。

2点目、訪問入浴サービスの件ですが、私どものほうで所管している事業になりますが、もともと母数というか、利用者の方の人数が少ない中で、例えばお1人が入院してしまったですとか、転居されたとかあると、年間の実績としては大きく落ちるようなことがあるかなというふうには認識しております。ただ、個人個人の利用者さんの、どういった状況で変化したかまでは私も実績を持ってきておりませんので、またお伝えできるのであればお知らせしたいと思います。

○部会長 押さえ切れていない情報もあるということで、後でというところで。

○委員 利用人数も大事ですけど、利用のされ方、実績がちゃんと伸びているかどうかというのは、特に訪問入浴のような、回数がカウントできる事業については、その推移というのも僕らとしては知りたいところでありまして。ほか



のサービスもそうですけれども、人数だけでは分からないところもあるのかなと思います。

○部会長 数字だけではなかなか生かし切れないところがあるあたりを、情報が明確になりましたらお願いします。

実績関連で、ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。オンライン参加の方も特に手が挙がっていないようですので、それでは、次の議題に移らせていただきます。

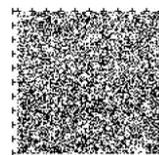
次に、障害者差別解消に関する取組み状況と令和6年度取組み予定についてということで準備をしていただいていますので、御説明を事務局からお願いします。

○障害施策推進課長 事務局です。

資料3-1、3-2とございまして、3-2の概要版のほうで本日御説明できればと思います。3-2の資料をお手元に御用意ください。タイトルとしては、「令和5年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和6年度取組み予定」というものになります。

まず、前半部分が令和5年度の実績になります。

(1) 障害者差別に関する相談等の状況です。令和5年度の実績として、相談・問合せの件数、19件に対応いたしました。前年度比で2件増えているという状況ですが、ここ何年か、20件前後で推移してきたというふうに記憶しています。相談・問合せの内容ですけれども、まず主訴、お申出の方からの内容としては、差別解消法関連で、不当な差別を受けたというお申出が7件あったですとか、あるいは環境の整備に関するものが1件、その他の相談・問合せが5件という形で入ってきていまして、お話を聞いた後、いろいろ確認をしていきますと、分類が変わってくるという形で表のつくりをしていますが、差別解消法関連では7件という形で整理をし、環境の整備としてはゼロ、その他の相



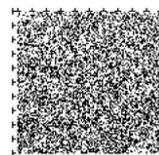
談・問合せが12件という形で、相談の内容等を整理させていただいているものになります。

その下の表、②が相談者の分類となります。当事者御本人からの御相談が58%ほど、御家族からの相談が26%を超えるくらいという状況です。この割合は毎年ほぼ変わらないかなというふうに思っております。

2 ページ目に参ります。相談等への対応内容についてですけれども、上のほうから見ていきますと、差別解消法に基づく対応というところで、相手方への訪問や電話等を通して状況を確認し、合理的配慮への提供等に向け調整したものが1件、また、区が実施する事業、あるいは区の補助事業の所管課への対応を依頼し、経過を確認したものが3件、3つ目が、相談者の了承を得て、相談内容を相手方へ連絡して調整したものが3件という形で、続いてまいります。

下がっていきますと、その他の意見として対応というのが10件という内容になっております。

3 ページ目に進んでまいります。具体的な相談事例を2件御紹介しております。まず1点目が、フィットネスクラブへの参加のことで御相談がありました。肢体不自由の方御本人からの御相談で、民間事業者が運営するフィットネスクラブに通っているんだけど、レッスン中に転倒した後、障害を理由に参加しないようにクラブから圧力があったというような相談でした。経過については記載のとおりですが、御本人としては、フィットネスクラブの職員から、あるいは店長から、みんな心配している、こういうことがあると困りますよということで、曖昧に圧力をかけてくると感じていますと。自分としては長く参加しているので、これからも参加したいんだけどというお話でした。区のほうの専門調査員、相談員のほうで話をお受けしまして、そのフィットネスクラブと調整をしております。基本的に新たなルールについて話し合うことを進めたというような形で対応したというものになります。

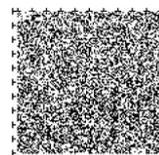


その下、2点目です。私鉄の駅の無人改札での聴覚障害の方への配慮という点です。鉄道を乗り継いで世田谷区内の鉄道、私鉄の駅で降りるときに、その改札にカメラ付きのインターホンが設置されていないので、駅員とのコミュニケーションが取れなかったと、鉄道従事者の聴覚障害者への配慮が不十分だというような申出になります。ページをめくっていただきまして、こちらも専門調査員、区の担当者のほうから事業者に話を伝えておりまして、鉄道事業者のほうとしては、当面の対応として、インターホンが押されて反応がなければ、駅の上のほうについているカメラが別にあるんですね、これを確認の上、筆談ボードをもって改札口に向かうという基本を改めて従業員のほうに周知したいというような回答がありました。こんなような相談をお受けしているというものになります。

進んでいきまして、3番目、障害理解の促進と差別解消の周知・啓発に区のほうで取り組んでおりまして、この内容です。黒ポチで御紹介しておりますけれども、研修や講演会等を通じた啓発を行っていること、その下が、区内の小学校に手話講師の派遣、5年度は23校72クラスに行いました。その下は、障害者児のアート作品の展示支援ですとか、ユーチューブを使った動画配信の御紹介もしております。

大きい4番目が、差別解消支援地域協議会、こちらは世田谷区自立支援協議会を支援地域協議会として位置づけておりまして、5年度で言いますと、7月と1月に実施してきました。

その下、5番目です。障害理解の促進と地域共生社会のめざす条例に関する事業の推進。5年度の末になりますが、条例を解説するパンフレットを作成し、区立小学校3・4年生に向けてパンフレットの配付を行いました。また、商店等における地域共生社会の促進のための物品助成の事業を実施しております。



大きな6番目です。庁内での取組みになりますが、庁内の差別解消推進委員会という会議体を持っていますということ、それから、職員向けのメールマガジンも年間3回発行しています。あとは職員向けの差別解消研修も行っているということをお紹介しております。

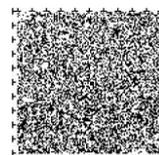
5ページ目以降が6年度の取組ということで御紹介をしておりますが、5年度との違いで見えてきますと、例えばページ真ん中より少し上ですね、区内小学校への手話講師派遣ですが、ここに載っている数字としましては72クラスで予定していると書いてございますが、今、年度が始まっていてたくさんの申込みをいただいて、実際には90クラスぐらいに今年度は行けそうなところまで増えてきたというふうに記憶しています。

それから、下に下がっていきまして、5という項目は、条例に関する事業の推進ですが、条例解説パンフレットの配付のほかに、今年度は民間事業者と連携したPR事業をやっていると思っております、今、新しい取組についての準備を始めているところになります。

ページの下の方、今年度始まっているところで、区役所の庁舎に待機している手話通訳者の配置時間が拡充しているというところ、区の窓口の遠隔手話通訳のための二次元コード、QRコードを使った遠隔手話通訳も始まりました。今、区内5地域の区民課ですとか出張所、それから、保健福祉課の方でQRコードを置いて、遠隔手話通訳の対応が始まったところです。資料の御説明は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。差別解消関連、それから、世田谷区の条例の関連でも、いろいろな活動が行われているという説明をいただきましたが、この御説明に関して御質問、御意見がおありの方、お願いいたします。

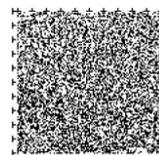
○委員 青鳥特別支援学校PTA会長と申します。



すごい活動していただいて、ありがたいと思っているんですが、1つ質問がございまして、障害者差別解消の啓発を世田谷区の小学校さんですとか、区の学校さんにやっていただけているということなのですけれども、うちの学校でも、去年、こちらに御相談したこともあるのですけれども、生徒さんが私立学校さんの自転車にひかれたという事件がありまして、ふだんから危ない学校だったので、いろいろなところに御相談に行ったのですけれども、私立学校さんのほうには区としてはなかなか言えないというお話を校長先生にも言われたりとか、区にお電話をしたときも言われて、警察庁のほうに交通指導ということで落ち着いたのですけれども、やっぱり私立学校さんも同じ区の中なので、そういう指導をしていただくことは難しいことなのではないでしょうか。以上です。

○部会長 私立学校への指導ということですが、このあたりは世田谷区の行政としてはどうなるのでしょうか。

○障害福祉部長 私も教育委員会にいたことがないので、そんなに詳しくないのですけれども、過去、教育委員会と、例えばヤングケアラーの調査をやるときの調整とかをしたときの経験から言うと、うちの教育委員会は区立の教育委員会という感じで、私立がなかなか、例えば私立の団体があって、そこに頼めば周知できるというのができないんですね。本当に個別個別の一つ一つの私立学校に個別に依頼するというのは、多分できないことはないと思うのですけれども、なかなかそこら辺が非常にもどかしい思いをした経験があるんです。多分、委員が言われたことも、恐らく、もし、この学校というのがあれば、その学校長さんとかに働きかけはできないことはないと思うのですけれども、まとめて私立学校一律にお願いするみたいなのが教育委員会の方に聞いても、私立は私たちの範疇ではないみたいな対応をされたことが鮮明に覚えているので、一律的なお願いはできないにしても、個別のお願いであればできないことはないかなというのが実感として感じます。



○委員 後でできる方法みたいなのが、去年、裁判事例とかもあって大変だったので、後で御教示願えればと思います。ありがとうございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。

○支援教育課長 支援教育課です。

今お話があったとおり、私立の学校になりますと、東京都の教育委員会が所管になるということになりまして、区の教育委員会からというのはなかなか難しいところがございますけれども、お話があったとおり、各学校に対して働きかけということ是可以できるのかなというところがございます。反応が遅くて、すみません。以上になります。

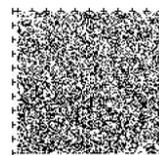
○部会長 課長、ありがとうございました。教育委員会のお立場で、可能な限り、いろいろ御協力したいということではあるんですけども、多分、声を上げれば動いていただけるんじゃないかなみたいに私は世田谷区を見ていて思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

ほかに。委員、お願いいたします。

○委員 今のあれだったんですけども、私たちの団体では、成功事例を逆に申し上げます。

私立からのオファーが年間で4校ぐらい来ています。具体的に名前を言っちゃっていいのかな。私たちの会の地元のところにある鷗友学園さんですね、それとか、梅まつりとかにいろいろ社会貢献をされている二階堂学園さん。二階堂は、御存じかもしれませんが、梅まつりのときに、交通安全のピーポくんというキャラクターがありますね、あの中に学生さんたちが入っているんですよ。女の子たちが。そういうのをやってほしいと。

それから、実はどうして私たちも私立が実現できたかと申しますと、今回、総合学習とか、障害理解ということで、実績になると、聴覚さんの手話のことしか書いていません。ただ、私からすると苦言なんですけれども、この推進協

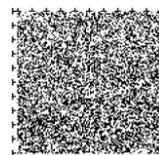


にも、肢体不自由の車椅子、視覚障害、聴覚、これは3点セットだと。そうすると、お互い障害のことについてお話をしてほしいということが結構骨格ができていけば、例えば社会福祉協議会さんだとか、いろいろなところが来ています。私自身でございますけれども、年間16校ぐらいいろいろな学校にオファーをいただいております。

そうすると、ここには実績が載っていないんですよね。じゃ、できているのかなというふうに見えてしまうんです。そうすると、今回の手話言語条例のことについてこういう取組をしたという見せ方もございますが、やはりインクルーシブな教育というのは様々な障害の方たちがいます。例えばパラリンピアンもお邪魔したり、私たちだったら盲導犬のことについて会員さんがいたら理解のために何とかしてほしいと、それができるのは教育委員会からのオファーではなくて、社会福祉協議会とかからのオファーなんです。

それから、公立の小学校にお邪魔したとき、今度、小学校から私立の学校に卒業した生徒さんたちが在学してきます。そのとき、先生、私、小学校のとき、こういうことが実現できたけど、中学校ではできていないから、こういうことをやらしてもらえないかなと言って、子どもたちが学校を動かしたんです。中学校に行っています。そういうことを含めると、これは私たち障害当事者が声を上げて、みんなに社会に理解してもらうためには、当事者が参加しなければ駄目なんです。はっきり言って、そうだと思います。だからこそ、教育も分からなければ、社協を含めて、窓口は例えば教育委員会かもしれない、でも、こういうことについてどうやったら実現できるかなということは相談しなければいけない案件なのかなと思いました。

それから、もう一つ、昨年度から地域共生社会の先導型ホストタウンとして世田谷区は2020のときに選ばれ、その活用をして、先ほど御紹介されていた商店街の物品助成です。これも当会も点字のメニューをつくらせていただき、広

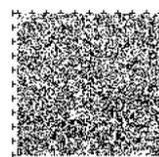


報したりして、いろいろ活用しています。

ただ、商店街もどうやって申請したらいいのかなとか、いろいろなところが、組織もまた変わったりしているので、窓口がちょっと弱いんですね。私たちは社会に買物に行ったり出かけたりするのは当然の権利です。でも、お店に点字のメニューがあったり、自動販売機に点字シールがついていたり、音声を活用できるというのは、視覚障害者にとっては当たり前なんです。でも、合理的配慮の中にこのようなことを取組みするならば、やっぱり地域振興課だとか、街づくり課とか、都市デザインとか、いろいろなところと横断しないと、福祉物品だからいいよというのではいけないような気がします。

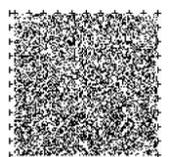
予算もほんのちょっぴりで、調べたら、単独予算を取ったのではなく、2020年のときのそれが思ったように活用されなかったから、その予算を継続してやるというような意気込みでは、商店街も自費じゃやれないよねというようなお声も伺うんですね。ですから、これは令和5年に取組をして、障害理解のための一つのファーストステージとしてきっかけになったんだったら、すばらしいね、世田谷区は、独自でこういうことをやっているね、中には将来的には商店街の方たちが自らお金を出してでもいいから、こういうことをみんなのためにやると、それこそ、世田谷区はさすがだというような取組をしてほしいなと思っています。ですから、来年も、このお金があと幾ら残っているかとかということよりは、自分たちにこの啓発の動画とかを見たことによってよかったと言われるようなことをしてほしいんですね。

聴覚の方は、これだけ七十何校受けているからすごいなと思いながら、いいよねと、ほかの障害からすると見てしまうんですよ。これじゃいけませんよね。今日は聴覚障害の方がいないからこんなことを言っているわけじゃないですよ。そんなふうにならないために、様々な障害の取組はみんなが苦労することと、最後に一つだけ苦言を言います。情報コミュニケーションもこの



条例じゃないですけども、つくり上げました。ところが、平成何年から音声コードの研修会は打ち切られていますから、新しくなった職員がこの研修会を受けていないので、分からないことが発生しているんですよ。この場で申し上げちゃいますよ。今、6月16日からお休み処ということで、涼風マップというものをつくられています。つくって10年ぐらいの取組です。健康企画課。今日、課長、いないよね。いたとしても、何が言いたいかといって、今年度からアプリを使ってソフトで無償で使えるものをつくられたんです。ところが、私たちが検証したら、使えないんですよ。それで、私たち、これ、どうやってお休み処を確認したらいいのということで、担当課長さんのほうにお話をしました。それどころか、ホームページはマップとPDFがあり、テキストを併記するというのは今当たり前の取組ですよ。これは職員が、4年目の職員さんだったけど、研修を受けていないから分からなかった。分からないじゃ済まないんですよ。例えばこの児童相談所も、避難所じゃないですけど、ここはお休み処の位置づけになっていないんですよ。今日は区役所に行きました。東棟へ行きました。東棟としか立っていないので、水もなければ何もなし。こんな状態で区民がお休み処と言えるのかなというふうに思いました。

だから、これだけ熱中症対策ということで、日々、人が亡くなっているとか、いろいろなことがあるからこそ、これは研修で音声コードどうやってつくっているのということが分からないのはいけないと思うので、聴覚さんと同様に、今すぐでもできるようなことであるために、評価の仕組みをつくってほしいんです。ホームページも今年の秋から見直しになりますよね。そのような検証をしなければ、情報コミュニケーションは実現しませんよ。どんなに立派な企業を選んでも、その企業の方たちと私たちの接点はないんですよ。だから、これは庁内を挙げてやるということで、区長がトップとなって、障害者差別解消法の対応指針をつくり、職員にも啓発してやるのが自助共助公助なんです。



このようなことはこの場で前に進めるために後半戦の令和6年、実現できたことは実現できたという胸を張っての報告ができるようにしていきたいので、後半戦から改善できないかなと思って、今、この場を使って、ちょっと長くですけども、お話しさせていただきました。お願いします。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。事務局。

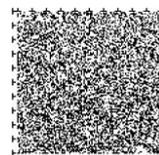
○委員 要望もあるので、回答はいいです。ただ、研修をやっていないのはちょっとよくないと思います。

○障害施策推進課長 事務局です。

まず、小学校への障害理解の啓発というところで言いますと、今日、私のほうで御紹介したのは、障害福祉制度を行っているところで、報告になっています。ただ、一方で、社会福祉協議会、それから、区役所の中でも都市整備部、いわゆるユニバーサルデザインを担当する部署ですね、あそこも小学校への啓発の取組、それから、障害福祉部とも、いろいろな部門が、子どもたちへの啓発というのは取り組んでいる状況ですので、そういった中で、視覚、聴覚、肢体不自由の方、それぞれの方が理解いただけるようなことで取り組んでいるかなというふうに考えています。

それから、情報コミュニケーションの支援についても御意見と御質問をいただきました。おっしゃるとおり、音声コードについての区役所の庁内職員向け研修というのは今は行っていないのですが、年に一遍、必ず関係所管へ向けた啓発をしていること、それから、分かりやすく使えるような職員向けのガイドなどもつくって準備しておきまして、そういった中で職員が必ず情報コミュニケーションの部分で配慮がないことがないようにしていきたいというふうに今後も考えていきます。以上です。

○部会長 ありがとうございました。当事者の方からするといろいろお気づき



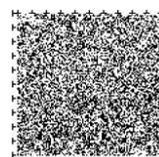
のことがあるかと思しますので、ぜひそれは受け止めて、実際、いろいろな部署や社協とかを含めた対応が必要になってくるかと思しますので、そういう連携というあたりもぜひ御検討をとということを、今、委員のお話を聞いていて思いましたので、改めてまた次の御報告。

○委員 怒ってばかりだから、褒めることを1つ言うのを忘れてしまったので、追加でごめんなさい。

簡単に申し上げます。ここの児童相談所の場所を使いまして、世田谷区さんが、ありがたいことに、私たちの会にスマートフォンの操作を、研修会ということで、1か月に1回、ここの場所を使ってマン・ツー・マンでやらせていただいています。この当事者が当事者に教えているというのは全国初めてのことなのです。御存じかもしれませんが、6月1日から世田谷区さんは、耳で聴くハザードマップと言いまして、区長が定例記者会見で発表してくださいました。我々が避難所がどこにあるかとかといろいろな操作方法が分からない。あそこのうめとびあのところの南東北のところでもさんざん私も苦言を申し上げまして、生活訓練ができていない、先生がいないよと、いろいろなことを申し上げてきました。ただ、その対策として私たちがやるということを受け止めてくださいまして、この場所でやっています。そのことにより、高齢者のまちづくりセンターでのスマホ教室、そして、視覚障害者のスマホ教室というものがあることによって、情報が分からない、使い方が分からない、鶏が先か卵が先かの議論は前へ進めました。世田谷区さんも大変だったと思いますけれども、独自予算をつけてくださって、私たちの目線で一緒にやろうということになったので、これはありがとうございました。以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。そういう取組が行われているということで、またさらに広がってほしいと思いました。

差別解消関連で何かほかにお気づきの委員の方、いらっしゃいますでしょうか



か。それでは、いろいろ情報をお聞きできましたので、次の議題に移させていただきます。

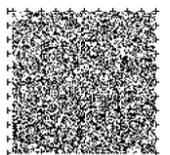
次に、東京リハビリテーションセンター世田谷利用期間の柔軟な見直しについてということで、準備をしていただいていますので、お願いいたします。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課長でございます。私からは、東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘の入所期間見直しによる地域移行支援の充実について御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。1の主旨についてでございます。平成31年4月に開所いたしました東京リハビリテーション世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘は、3年を基本として地域移行を行うことを目標に支援する地域生活支援型施設でございます。強度高度障害等の重度障害者や家族関係に問題があるなど個別性の高い支援が必要な利用者に対しては、個々の状況に応じた、よりきめ細かい支援が必要であることから、今回、利用期間の見直しを行いまして、地域移行支援の充実を図るものでございます。

2の東京リハビリテーションセンターの機能についてでございますが、現在なのですが、入所者の地域移行を目指して、専門職を配置いたしまして、生活訓練等のプログラムの作成実施、相談支援事業所等の関係機関や家族との調整、グループホーム等の住まいの場との連携や環境整備等を生活介護などの日中活動と一体となって取り組んでいるところでございます。利用期間は、基本3年以内といたしまして、地域移行先の確保や地域移行に向けた準備に一定の期間を要すると判断した場合などには最大2年間の更新利用を可能という形で現在行っているところでございます。

3の施設入所支援（生活介護）の利用状況から見えた現状と課題についてでございます。(1)現状でございますが、開所初年度に入所いたしました障害者50人のうち、41人が3年から5年の支援を通じまして、グループホーム等、本

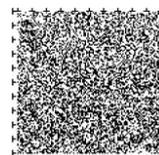


人の意思決定支援に基づいた生活の場に移行しております。一方で、強度行動障害等の重度障害により家庭での暮らしが限界に来ている、家族の高齢化で家庭生活継続に困難が生じている等、現在の生活に困っている障害者による利用ニーズが増加しているところでございます。

恐れ入りますが、2ページを御覧ください。(2) 課題でございます。施設入所を必要とする強度行動障害等の重度障害者は、障害特性や家族状況等々であることからそれぞれに合わせた支援が必要でありまして、3年から5年の支援では区内の重度対応グループホームへの移行が難しいケースが多くなっております。また、家庭生活継続が困難な問題により入所した場合は、地域移行支援以前に問題の解決に時間を要することが必要でございます。入所期間が一定期間で定められていることが、最大5年の地域移行計画では移行が困難と想定される障害者の方の入所を妨げる一つの要因ともなっております。

4、入所期間の見直しでございますが、恐れ入りますが、3ページの別紙1を御覧ください。東京リハビリテーションセンター世田谷では、これまで3年としていた入所期間につきまして、5年を目途とした柔軟な入所期間といたしたいと思っております。施設における地域移行支援につきましては、地域移行計画書に基づきまして、0期からⅢ期でのステップで支援を行いまして、Ⅲ期まで終了できた方が地域移行することとなります。支援につきましては5年で一律ではなく、総合支所のケースワーカーや関係機関の参加する支援会議でモニタリング等を行いながら、障害者の状況等に合わせて入所期間を見直していきます。

恐れ入りますが、4ページを御覧ください。こちらに地域移行の取組のイメージを記載してございます。地域移行支援を受けたい方だけでなく、ニーズの高い緊急対応が必要な方を短期入所で受け入れ、その後、地域移行に向けた入所につなげることも想定してございます。地域移行後につきましても、定



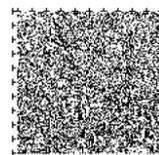
着のための支援を継続して行うとともに、短期入所を活用したレスパイト支援を行います。また、状況の変化によって地域生活が継続できない場合には、地域移行に向けた再入所なども可能とすることとしております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。6のスケジュールでございますが、令和6年、今年6月から利用者等説明を開始しておりまして、令和7年4月から入所期間の見直しの運用を開始いたします。

私からの御説明は以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。入所期間も柔軟ですし、それから、重度行動障害や家族間に課題がある方に関してもそれぞれ柔軟な対応をしてくださるといような変更について御説明をいただきましたが、今の御説明についてお気づきのことがおありの委員の方、御発言をお願いしたいと思います。

○委員 何回もすみません。入所支援の問題で、通過型の施設というのは、どこかで年限があって、その間に変化があるケースとないケースもあって、そのときに5年、またもうちょっと延長するというやり方ですと、なかなか根本的な解決にならないですね。別紙1には地域移行支援の形が、理想形のように書かれていますが、そんなにたくさんできるのか考えると、リハセンの在り方というのは本当に難しいなと感じます。そこでの生活で、自立というか、地域生活をやっていくための力をつけるために、実際にどういう働きかけをされているのかなというのが気になるところがあるんですよ。延長した2年間で、ここではグループホームの見学が出ていますけれども、こういうことをやるという取組の中身を詳しく聞きたい。あと、今実際にリハセンに入りたい人をお断りしているのか、それとも、希望者が少ないのかというのが分からなかったんです。今、5年に延長しますということは、そのために新しく入れる人が入れないかもしれないと考えたときに、それはそんなにリクエストがない話

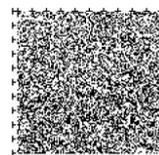


なのか、それとも、それはそれとして、それ以上に、今いる人を何とかしたいという発想なのか。そこら辺も含めてリハセンの取組の状況というか、もうちょっと教えてもらえますか。

○障害者地域生活課長 ありがとうございます。

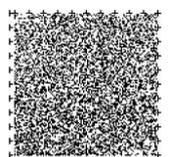
今回、見直しに当たりましては、利用者の方が、今後、地域でどういう生活をしていきたいかというところの移行をしっかりと捉えなければいけないというところがまずございます。そういった意味では、地域移行計画をしっかりとつけて、それに基づいていろいろな支援をしていく。いろいろな障害者の方がいらっしゃるから、年数で3年で移行できるという方もいらっしゃる、やっぱり時間のかかる方もいらっしゃる。それはそれぞれなので、ただ、やみくもに長くすればいいというわけではありませんので、それについては、先ほど資料のほうでも御説明しましたけれども、保健福祉課のケースワーカーですとか、関係機関の方とかも入って行って、この方についてはもう少しこういう支援をすれば地域移行につながるんじゃないとか、そういったところを見据えながら延長していきましょうというようなことを考えていくというような形になります。

地域移行の仕方も、おっしゃるとおり、グループホームが全てではございませんし、グループホームをたくさんつくれるかというところ、世田谷の場合、そんなに土地もございませんので、今つくっていますけれども、なかなか全部満たすまでというのはかなり大変かなというところもございます。そういった意味では、地域移行も、一人暮らしを希望する方もいらっしゃるでしょうし、御自宅に帰られるという方もいらっしゃるかもしれません。また、区内だけではなくて、区外のほうに行きたいという方がいらっしゃれば、それはそれでその意思を尊重するべきだと思いますので、そういった意味では、そこをしっかりと捉えながら、一緒に考えていくという形かと思います。



例えばグループホームに移行されるような場合、今回、グループホームめぐりができまして、東京リハビリテーションセンター世田谷から7人、地域移行しています。その際には、東リハの職員が実際にグループホームに訪問して、この方についてはどういう支援が必要かですとか、そういったのを実際に一緒に支援をしながら行ったりということで、グループホームのほうからも、施設のほうである程度生活というものができているということで、非常に支援がしやすいと、そういうようなこともいただいていたりますので、そういった意味では、そういったことを継続していく、やはり地域移行というだけ考えるのではなくて、障害者の方の地域生活を支えるというところが大事なのかなというところがあるので、地域移行させただけでおしまいではなくて、その後、しっかり状態を確認しつつ、もし再度、そこで難しいということであれば、再入所ということもございますし、例えば御自宅に帰られて、もう少し難しいということであれば短期入所とかということで、レスパイト的に預かるということもできますでしょうし、いろいろな支援をしながらやっていくということを考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

東リハのほうで、入りたい人が入っていないのかという話もいただいて、確かに前はかなりそういったところでお断りしていたというところもあったんですが、最近、人員の確保もかなり進んできていますし、当初は入ったときの支援をする方々のスキルがあまりよろしくなかったところがあったんですが、結構若い人が入っていて、そういった方が5年間で大分育ってきていますので、そういった意味では、かなりいい支援ができるようになってきていますので、今後、もっとそういったところは伸ばしていくということで、今、入所のほうも、満所に近い形になってきていますし、短期入所のほうも8割方稼働しているということもございますので、今後もその辺はしっかりやっていきたいというふうに思います。



○委員 ありがとうございます。地域移行ということで、地域だと簡単に言うけど、その背景とかはすごく大変なものがあって、学校も12年たてば卒業するわけだし、そういう人がどんどん地域に入っていく、その受け皿を真剣に早くつくらないと、世田谷区に住みたいけど、世田谷区の施設は満員なので、違う都道府県に行きますみたいなことがもしあるとするならば、それは悲しいかなと感じます。

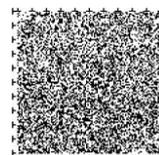
○部会長 ありがとうございます。御本人の意向を尊重しながら、地域の受け皿ともいろいろ連携して、新しい暮らしをつくるというような努力をいただいているということですが。委員、どうぞ。

○委員 高次脳機能障害者と家族の会代表です。

1つ言葉で気になっていたところが、「本人の意思決定支援を第一にした地域で暮らし続けるための移行支援に取り組んでいく」とあるんですけども、重度の方たちの本人の意思決定支援はすごい難しいと思うんです。さっき、スキルが足りないとおっしゃっていたけど、言葉にするのは簡単なんだけど、本当にできるのかな、どうやるのかな、どうやって本人の意思を確認して先に進められるのだろうと、そこがすごく私は気になる場所です。言葉だけでさらっと流さないでほしいなと思っています。

○部会長 重度の方の意思決定支援というあたりの御質問が出ましたが、今、何かこんなことをやっているというのがありますか。

○障害者地域生活課長 確かに御本人の方の意思を確認するというのはなかなか難しいのかもしれないんですけども、やはりいろいろな支援をしていく中で、重度障害の方も例えば一人で食事ができなかった方が食事が長い時間かけることによってできるようになってきたりとか、そういったことも成長していくというところもございます。そういった意味では、支援員とか相談を受ける方、いろいろな方々がしっかり支援していくことによって、この方はどうい

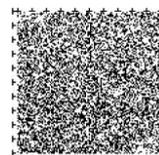


生活がいいんだろうか、もしくは周りの御家族の方とか、そういった方のお話とかもお伺いしながら、御本人としてどういう生活がいいのかというのをみんな考えていくということが大事なのかなというふうに思っています。言葉にするのは難しい課題ではありますが、そこを目指していくのかなというふうに思っております。

○部会長 いろいろ工夫されていらっしゃるようですけれども、地域で重度の方の意思決定支援というのは実践されているし、いろいろな工夫が始まってきているなみたいに思うので、またぜひ何かお気づきのことがあったらお願いしたいと思います。

○委員 要望なのですけれども、地域移行支援に向けた目標の設定期間が5年に延びたということはとてもいいことではある反面、ちょっと心配になったことがあるので、要望としてお伝えさせてください。

先日も、悪徳な、全国展開していたグループホームが行政処分を受けましたけれども、現実的に親御さんも高齢になって、行き場のない方々が日中支援型のそういった悪徳なグループホームに送られていたということは、現実としてありますし、そういった方々の受け皿がなかなかないというのも現実です。地域移行支援という言葉の響きはとても美しいんですけども、現実的にそういった方たちが幸せに暮らせるような受け皿が少ないのも現実でして、グループホームの中にも利用者がとても本当に穏やかな顔で幸せに暮らしていらっしゃるグループホームがあるのも事実です。たくさんそういうグループホームがあるので、グループの質が二極化しているようにも現場を見て感じます。ですので、5年というくくりがあることで、無理やり、親御さんも高齢になっていく中で、本人が幸せになれない、意思の表示も難しくて行きたくないと思っているけれども、そういうところに送られている方々もたくさんいらっしゃるの、行政の方々としてもなかなか難しいところがあるんですけ

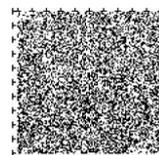


れども、きちんと地域移行の先の質を見極めて、監視の目を強めて、頑張っているところには助成が行き届くように御尽力いただきたいなと思っております。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘、ありがとうございます。今の御意見について何かございましたらお願いします。

○障害者地域生活課長 御意見ありがとうございます。今、確かにグループホームで問題になっている、行政処分を受けたところがございまして、グループホームによってはいろいろなグループホームがあつて、質も様々、あるいは支援力も様々というのがございます。そういった意味では、今後考えるに当たりまして、できるだけ、いいところ、いいところといいますか、本人、障害者の方にとって住まいとして、いいところに入れるように心を配っていければというふうに思っております。

○委員 今回、東リハからめぐりのほうに行かれた方が7名ということで、実際の部屋数も7割ぐらいの方が移行されたと思うんですけども、それ以外のところでは、事業所の方が選んだ方が入ったりとかで、うちの会から直接申し込んだ人は全員落ちましたし、入れない状況になっていました。今回だけでなく、新しくできるところに、東リハに入っていれば、区の職員の方も優先的に入れてもらえるように尽力してくれるんじゃないかとかという話も出ていまして、まず、グループホームへの第一歩として東リハに入居しなければいけないんじゃないかというようなことを言っている人もいます。実際、個人で申し込んで入った人というのが本当に聞かないんですね。今後も東リハを優先されてしまうのかというところがちょっと心配なところと、あともう一つが、当事者の状況の変化により、現在の生活の場が合わなくてまた再度入居ができるということなのですけども、合わないということは結構あると思うんですが、そういう状況が起きた場合に、何回でも入居できるんでしょうか。その辺を教

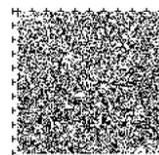


えてください。

○障害者地域生活課長 最初の御質問なんですけれども、グループホームに入るのに東リハに入っていなければいけないのかというような御質問なんですけれども、必ずしもというわけではないんですけれども、世田谷区として移行型の入所施設をつくっているということは、そこから地域移行させていくということなので、一定程度、そこから地域移行の実績というものが出ていくということになりますので、そこに入り、もしくは別にそこだけでなくてもいいんですけれども、そこで支援を受けて地域につながっていくという流れというのがやっぱり1つあるかと思います。なので、どちらが入りやすいかと言えば、入りやすいかというわけではないんですけれども、全くそこから入らないというわけではなくて、そこから一定程度入っていくという考え方でいていただくのが正しいかなという形にはなるかと思います。ただ、絶対そこからしか入れないとか、そういうわけではないということです。

これは保健福祉課とかも入って、申し込んだ方が10名程度のところに今回100人を超えているんですね。そこからどうしてもある程度必要な方というものを区のほうも入りながら選んでいく中で、あと事業者のほうで実際にどなたを入れるかというのを決めていくという形になりますので、区が全部決めていくのはこれを入れなさいと言っているわけではないので、そういった意味では、ある程度こういった方が必要でしょうという方の中から事業者がグループホームのほうで選んでいくという形に選び方としてはなっています。

あと、再入所が何回でもできるのかというお話なんですけれども、これは状況によるかと思うんですね。実際に、支援もそうですけれども、再入所する、再入所しないというのは、いろいろな支所のケースワーカーですとか、関係機関、相談支援事業所の方ですとか、いろいろな方に入っていて、実際にどの程度必要かというのを見極めて入っていく。ただ、緊急とか、そういうものにつ



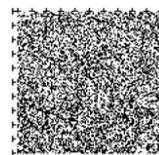
いてはしっかり対応しなければいけないところもありますので、例えば緊急であれば短期入所のほうで一定程度、それも今、ほかはあまりないんですけども、区内でも東リハはミドルステイ、長めの短期入所での入所というのもできるようにしておりますので、そういったところも活用しながら、その方がどうい生活をしていくか整えるということで、やっていく中で、もう一回、東リハに入って整えたほうがいいなという形になればまたそこに再入所という形もあるでしょうし、それは状況によるかと思いますので、何回でもいいのかと言われると、そこは分からないですけども、人によっては複数回ということもあり得るかもしれないなというふうに思います。

○委員 ただ、自立支援をよそで受けている人たちも多くいる中で、東リハが今回すごく多く入られた、ほかの方は入られていなかったという事実もありますし、選考のときにいろいろな人を見ていただきたいし、自立支援訓練を受けていなくても入れる人もたくさんいらっしゃるので、そういう方にも目を向けていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員 重症心身障害児（者）を守る会です。よろしくお願ひいたします。

こちらが通過型で地域移行ということであれば、そういう部分でも重い知的障害、重い肢体不自由という重症心身障害者という人たちの受入れというのやはり柔軟にしていきたいなと思います。こちら、東京リハビリセンター、世田谷区の基幹的な施設と聞いておりますので、中程度とか、そういう方たちのみならず、重症な人たちでも地域移行、後には親から離れて暮らすような住まいの場も考えてつくっていかなくてはいけないというところがあると思うんですね。なので、その前の地域移行という部分の基幹としてあれば、やはりそういう人たちを受け入れてもらえるようなこともぜひ柔軟にしてほしいと思ひます。

習得するのが時間がかかるということも分かります。でも、どんどん就学期が

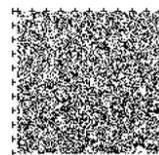


過ぎて、地域の中で住まいの場を確保しなければいけない人たちもいますので、そういうところは地域移行を回すということはある程度進めていただけたら、後の人たちの希望が持てますので、そのあたりも考えていただきたいなと思います。

結局は、その後の受け皿というところがないと、移行できないというのが実際に分かったような気がするのですが、グループホームもなかなか簡単にできないというのも分かりますが、ついに住みかというところでは、グループホームのみならず、入所施設なども必要になるのではないかと、特に医療的ケアなどがあつたら看護師が配置されているようなところも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ重症心身障害児者が入れるようなところも早期に入れていただきたいと思っております。御検討のほう、よろしく願いいたします。

○障害者地域生活課長 ありがとうございます。今、これから整備を進めていますJ K K大蔵のところの施設については重度障害の施設も入って対応できるようなグループホームをつくる予定にしておりますので、ただ、それだけで足りるとは思いませんけれども、いろいろな障害の方がいらっしゃいまして、皆さん、重度障害の方の住まいの確保というのが全国的にかなり課題になっているかと思っております。そういった意味では、世田谷区のほうでも取り組んでいるんですが、可能な限りやっていくんですけども、グループホームだけで全部賄うというのはなかなか難しいところもあるので、ほかにどんなことができるのかというのをいろいろな施策を組み合わせていくしかないのかなというところもございまして、そういったところについては今後検討させていただければと思っております。

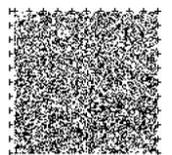
○部会長 ありがとうございます。御意見をたくさんいただきまして、地域移行を適切に進める機関として東リハがあるというのはとても大きいと思っておりますが、坂委員おっしゃったように、使わなくても、暮らしをつくれる方とか、



樋口委員おっしゃるように、今の社会資源では適切な受け皿はないみたいな、そのあたりのところもきちんと踏まえなければいけないと、お2人の御意見を聞いて再認識しましたが、東リハの機能について、オンライン参加の方、何か御意見があれば。よろしいですか。

○委員 今、東リハの話を聞きました。僕もちょっと勉強不足で恐縮なのですが、東リハの施設に、ここは入所できる年齢制限はあるんですか。というのは、重度、重度とおっしゃっているけど、視覚障害者も重度障害なんですよ。ところが、この場で言うのもなんなんだけど、東リハに、ある方が入りたいと、入所ね。高齢の親と一緒に生活されていて、亡くなって、一人で生活していかなければいけない、家は無理だということで、選択肢として、そこで自分で生活のことをきちんとやって、アパートを借りるか、自立をするかといったときに、まずはアパートを借りたいと言っても不動産屋さんが理解されない、視覚障害、全盲じゃ駄目だということがいまだに続いています。区営住宅に入りたいといっても、この方は、ある県から、避難じゃないけど、引っ越しをしてきて、今、このすぐ近くに住んでいます。親子で。お母さんは75歳を過ぎていて、娘さんは50近くなんですけど、親子で入所しながら自立で何とかしていきたいなという目標があるんだけど、親子じゃ駄目だと言われたんですね。そういうようなことは、いろいろな障害の立場の委員の方が出ているけど、視覚障害者がここに来るということを想定していないのが東リハなんですよ。生活訓練に対しても意見を言いました。クレームを言いました。でも、改善されないんです。それで、ちょっと聞きたいんです。特に部長は、前任が高齢福祉課だったので分かっているらっしゃると思いますけれども、2028年でしたっけ、旧ふじみ荘の跡に、障害と高齢の施設的な入所的なものを、今、社会福祉法人で入札で業者は決まったんでしたっけ。建設中ですよ。

○障害福祉部長 まだです。

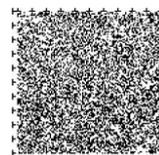


○委員 区は今後、こういうところも地域移行の方も入れるという想定にはしている、カウントしているんですか。まだ定員数が出ないから分からないよね。そういうところは。障害もそこに枠があるんだったら、どういう障害を想定しているのかなと思ったんですよ。

○障害者地域生活課長 ふじみ荘の話なんですけれども、ふじみ荘については、強度行動障害も含む知的障害者の施設という形で今進めているところです。

○委員 知的になっちゃうんだ。僕たちが入れる区内の施設はグループホームの話、全くないんですよ。だから、都内へ行くんだったら青梅の聖明園に行ってくれとか、聖明園も大変なんですね。うちの会員が高齢者になったら、やむを得ない事情で受入れして入所させていただくことができたのが、きたざわ苑なんですよ。ただ、きたざわ苑もバリアフリーになっていないので、視覚障害者は今までいなかったんです。ところが、受入れがないので、うちの会員が2人、今、お世話になっています。入っています。ここはもう生涯ここで過ごすという前提で入れていただいたんだけど、高齢者の行き場所というのはグループホームじゃなく、盲老人ホーム、もしくは老人ホームしかない。でも、ないというのはどの団体も、入れてくれ、つくってくれと言っていると思うけど、こんなのでは世田谷区から視覚障害者の数が減るぞというようなことを理事長、言ってくれというようなことで、生活も厳しくて、都営住宅も当たらない、区営住宅にも当たらない、さあ、どうするかという問題があるので、数は少ないのですが、要望の場でこんなところで言うのは恐縮なんですけど、今後の計画の中において、区もいろいろな施設を使って、先ほど大蔵もありました、いろいろなところをやっていくよとか、あとは深沢の国家公務員、財務省だっけ。

○障害福祉部長 警察跡地かと思います。。



○委員 跡地、やりますよね。そういうところにもそもそも障害当事者が入れるんですか。それはまだ分かっていないんだっけ。地域生活課が公表する案件じゃないんですか。

○障害者地域生活課長 深沢も地域生活課でやるんです。あそこは児童の施設と、あと生活介護と、グループホーム、重度障害者という形で今考えているところなんです。

○委員 視覚障害者も対象に入るんですか。

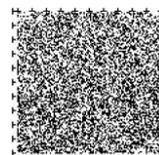
○障害者地域生活課長 視覚障害者というふうには今のところは想定はしていません。

○委員 そうだね。ここでやっちゃうと答えが出ないので、先ほどの委員の方と同じように、空き地があったり、何かやるということと合わせ技で、住宅課の問題かもしれないけど、不動産屋さんが駄目と言うのはあり得ないと思うんですよ。収入があるんだったら貸してくれるのかと思ったら駄目なんです。すごい縛りがありますよ。というふうに言ってくれということで、これでとどめておきます。

○部会長 委員、ありがとうございました。住まいに関しては、これも含めて、居住支援協議会などでいろいろ検討していただいているかと思うんですが、不動産屋さんが断るといふのは、差別解消法も変わりましたし、あつてはならないと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

それでは、終了時間を過ぎてはいるんですけども、このテーマでも結構ですし、今までの議論の中で発言しそびれている方、いらっしゃいましたら。よろしいですか。

それでは、今日用意していただいた議題については以上で御説明や御意見をいただいたかと思いますが、事務局から、今後のこととか、発言しそびれている課題に関してお願いします。



○障害施策推進課長 最後に事務局から事務連絡が3点ございます。

1点目は、意見提出のお願いです。本日の資料に質問・意見用紙をおつけしておりますので、7月24日（水曜日）までにいただければと思います。よろしくお願いたします。提出方法は、用紙のままですとか、あるいはファクス、電子メールでも結構でございます。

2点目です。議事録について事務局で作成したものをお送りしますので、御確認をいただければと思います。

3点目です。この協議会の次回の日程ですが、現時点では11月の上旬を予定してございますので、また決まりましたら御案内申し上げます。

事務連絡は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

参加していただいて、御発言予定だったけれども、しそびれていらっしゃるという方、いらっしゃるかと思っておりますので、意見提出を7月24日までということですので、申し訳ございませんが、お願いたします。

次回は11月ということですが。

それでは、今日予定した案件については以上で終了ですが、御発言しそびれている委員の方、たくさんいらっしゃるのですけれども、意見提出をお願できたらと思います。

遅い時間までありがとうございました。お疲れさまでした。オンライン参加の委員の皆様もありがとうございました。

午後8時12分閉会

